



Title	三縣時代に於けるアイヌ勸農策
Author(s)	高倉, 新一郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 2, 137-174
Issue Date	1934-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10608
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_p137-174.pdf



三縣時代に於けるアイヌ勸農策

高倉新一郎

目次

- 一、緒言
- 二、アイヌ勸農策の變遷
- 三、原因
- 四、經過の概要
- 五、農業獎勵法
 - a 土地の給與
- 六、成績
- 七、經費
- 八、總括
 - b 諸種の給與
農具・種子・食料
 - c 指導の苦心

一、緒言

茲に三縣時代と稱するは、明治十五年二月所謂 Colonial Government であつた開拓使が廢止されて後、明治十九年再び同一の使命を帯びた北海道廳が生れる迄約四ケ年間、北海道を函館、札幌、根室の三縣に分ち、開拓使の直營に係る各種事業は是を北海道事業管理局に移して管理せしめた時代を指す。此時代は、故に、開拓使の事

業を受繼いで是を整理すべき時代ではあつたが「縣廳ハ専ラ内地ノ制度ニ模倣スルニ汲々シ又開拓使ノ農工事業ヲ繼續シタル管理局ハ徒ニ從來ノ事務ヲ維持スルニ止リ兩ナガラ拓地殖民ノ急務ヲ計畫スルコト能ハズ空ク日ト費用トヲ費シテ其爲ス所ハ相俾睨シ相誼頌スルニ過ギ」⁽¹⁾ざる有様であつた。是等の内で明治十六年より根室、札幌兩縣に依て計畫實施された縣下アイヌに對する勸農は、例へその期間が短く、その及ぼされた範圍も狭く、従つて其直接の効果は乏しかつたにしても、確に當時代に於て特筆すべき業績であつたと考へる。

元來漁獵を主とし、天産物にのみ依存する採集民族に過ぎなかつたアイヌが僅に數世紀前に農業を知り始め、殊に最近半世紀間に約半数のものが農業に依存するに至つた事實は、一は天然物缺乏に依て止むなく、一は周圍の模倣に依つた自然の過程であるとしても、他に幕府若くは明治政府の彼等に對する熱心な勸農策が與つて力のあつた事は否定が出来ないだらう。是等の勸農策の内でも大規模であり、且つその結果の大きかつたのは此處に言ふ札幌縣並に根室縣に依て行はれたものであつた。而も是等の勸農策は普通のものとは異り、全く農業技術を知らない山村民に對して行はれたと言ふ特徴から、そこに尠からぬ特種の經驗が積まれたのである。是を省るところは、唯に漁獵民族が農業民族に轉ずる一つの過程の説明に役立つ許ではなく、勸農技術の上にも種々の教訓を汲取り得ると信するのである。

註 一 金子堅太郎、北海道三縣巡視復命書（北海道廳版一七頁）

二、アイヌ勸農策の變遷

北海道廳の調査に依れば、昭和五年度に依るアイヌの主業者總數三千五百三十九人中千七百廿五人、即ち四割八分強が農業者であり、總人口一萬五千八百四十五人中千七百三十五人即ち四割九分弱が農業者、使用人並に其家族であつて、約四千町歩の土地が彼等に依て耕作されて居る。是を我邦の五割二分弱に比すれば未だ農業者の割合は多いとは言へないが、數世紀以前迄は農業を知らず、極最近迄漁獵生活を續けて居た彼等である事を回想すれば、著しい變化であると言はねばならない。そして是等の陰には我が爲政者、識者に依て絶えず彼等を農民たらしめんとする努力があつたのである。

アイヌは既に彼等の風俗習慣が稍詳しく内地人に了解せられ始めた十八世紀の初に於て、彼等の或者、殊に内地人との接觸の激しい西南部地方のものは、内地人に習つて粟・稗を主とする極めて粗放な農業を知つて居た。然し是は主として漁獵の片手間に老幼婦女子の手に依て行はれたもので、其面積並に收量の如きも殆んど取るに足りないものであつた。¹⁾

松前氏は、後世批難されて居る様にアイヌに對して直接農業を禁止したと言ふ様な事はなく、記録には寧ろ是を奨励した事さへ見えて居るが、アイヌの居住範圍、即ち蝦夷地の事は擧げて場所請負人と稱する商人に一任し、場所請負人はアイヌとの交易に依て、若くはアイヌを使役し漁業を營む事に依て利益を擧げる事を目的とした商人に過ぎなかつたから、或はアイヌが自ら耕作する事に依てアイヌ交易の主なる商品酒、酒の原料たる穀物・煙草等の利益を減少するを怖れ、或は耕耘期が漁業期と衝突するがために漁業に要する努力をその方に割かれる事を憂へて禁止同様の有様であつた。唯内地人の進出と天産物の漸減が漸次農業範圍を廣めて行つたに過ぎない。

アイヌの農業が積極的に奨励されたのは寛政十一年幕府東蝦夷地直轄以後の事である。二月十日、蝦夷地開拓の大任を帯びて選ばれた蝦夷地御用掛に對し老中よりの申渡「蝦夷地御用趣意支配向江被_レ申渡_レ候書取」の第一條には「一、往々は耕作の道を教へ穀食を以命をつなき候事覺させ漸々國法の風儀に馴れ候様教育可_レ致事」の一ヶ條が擧げられて居る。²⁾而して是が奨励方法としては、先づ會所の周圍に手作を試みて模範を示し、アイヌをして耕作に興味を持たせると共に是を指導するにあり、³⁾尙穀類は肉類よりも尊いものである事を折にふれて教へ込む様にした。⁴⁾會所に於ける試作の結果はそう悪くはなかつたらしいが、幕政のアイヌ農業奨励の主旨はアイヌの農民化よりも、當時一般に信じられて居た様な肉食は野蠻であり穀食は文明であるとの見地の下に、穀食せしむる事に依て野蠻なるアイヌを同化せんとする一手段に過ぎず、天然資源は漸減しつゝも未だアイヌの漁獵生活を脅威する迄には至らなかつたから、經濟上から農業者に轉せしむる必要がないのみか、寧ろその經濟的立脚點は前時代の場所請負人と變る所がない故に、有害でさへあつたと見え、享和二年には「蝦夷人江申勸耕作爲_レ致候事は勿論先無用に可_レ仕候₃₎」との命を出して耕作はアイヌの自由とし、積極的な奨励は是を中止する事にした。

アイヌの教化に對しては、經驗を積んだだけに又それだけ消極的だつた安政元年以後の幕府蝦夷地直轄時代には、アイヌに對する農業奨励等にも積極的態度を伺ふことが出来ないが、奨励の態度に出て居た事は、安政二年七月、「夷人論書案」にも「田島等も精々心懸、食物貯候様可_レ致、農具・種物等は願次第相渡し可_レ申_レ」云々の語あり⁶⁾是が實行された事は、石狩地方、⁷⁾新冠地方等に於てアイヌに農具を給與した記録があり、又蝦夷地に在住する幕吏でアイヌに農業を奨励したもの、⁸⁾若くは幕府の奨励した移住民の農業がその範圍を擴めるにつけて漸次見

習つて農業に従事する様になつたアイヌに對して褒詞賞品を與へて是を獎勵して居るが如きは是である。

その後を受け續いで、更に一層潑刺とした開拓精神に燃えて居た開拓使時代に在つては、明治四年には早くもアイヌにして土地を開墾せんとする者に屋宇及び農具を與へる事を令し、¹¹⁾のみならず漁場番人に誡めて土人の耕作を妨害すべからざる旨を諭し、更に進んでは種子を下附し、農業指導者を派して實地に農業法を教へ、¹²⁾且つ精農者を表賞するが如き事をなした。然しその範圍は極めて小部分に止り、その規模とても大きなものではなかつた。

唯開拓使時代にこの方面で特筆すべきは明治八年樺太、千島交換條約成立して、その結果我國に歸化し明治九年對雁に移住せしめられた樺太土人に對する農業獎勵である。六月彼等が對雁に移るや、是を内地移民同様に取扱ひ移住農民給與規則に依る諸給與を與へ、扶助米を支給し、その上七千七百五十餘坪の試作畑を設けて農業の範を示し、未開地四萬九千餘坪の土地を各戸に割賦して開墾に着手せしめ、種子・農具等を給して耕作を獎勵し、更に明治十年四月より農産授業場を設け約三千坪の空地を開墾し、雜穀・麻等を播種する方法を教へ是を勸誘獎勵した。然し彼等はずとゞ殆んど農業を知らない者共であつたから、最初から是に従事する事を好まず、開拓使も亦彼等の生計の本據を漁業に置くの止むなきを認めて居たので其成績は舉らず、開拓使の終に於て漸く割渡された未開地の開墾を終へたのであるが、一戸平均漸く四段歩餘に過ぎず、廢使後官の監督を離るゝや次第に土地をすてゝ海岸地方に移住するもの多く、遂に是を農民化する事は出来なかつた。

然るに明治十六年根室縣が先づ政府に稟議し救濟費として毎年五千圓の別途下附を受け管内舊土人の救濟方法を定め、明治十七年より五ヶ年計畫を以て毎年百六十五戸づゝ全管内のアイヌに農業牧畜を教へんとし、次いで

札幌縣も亦毎年七千圓の下附を受け、十ヶ年計畫を以て毎年二百五十九戸宛、明治十八年より全管内のアイヌに農業を教授しようとした事はその計畫規模の宏大さに於て比類のないものであつた。

註

- 一、拙稿 アイヌの農業（農業經濟研究 九卷 二號）参照
 二、北海道廳 北海道史 第一 四六七頁
 三、「蝦夷地御取締並開國之義相合取計方申上候書付」（休明光記附録一）

一、蝦夷人耕耨之議は漸々相勸め可申心得に而先私共家來其外末々之者に申付旅宿江手作爲致見追々心を寄候様取計心得に御座候

- 四、北海道廳 北海道史 第一 四六七頁
 五、戊午出立の支配向江申渡候書付（北海道史 第一 五一九頁）
 六、北海道廳 北海道史 第一 七九四頁
 七、安政四年 纒部正申渡

石狩土人江 申渡

請負人代 江
支配人

申 渡

漁業の暇有之節は追々農業筋心得候様いたせ、依而鋏一挺宛爲取遣す

右之通役土人 江申渡置の間得其意漁業差障不相成様繰合遣し、雜穀作方等教導いたすべし、尤小前土人共にも追々耕作筋仕訓候様仕向遣せ
 （自主御用留）

八、「御料安政六年未年中諸廉合目錄」所收「ニイカツ場所箱館店より年中仕込品几積直段附合金心得書」中「土人向撫育品」中鋏五拾挺、鎌百拾枚を記す。鋏は一戸に一挺足らず、鎌が一戸あたり一枚となる。

九、紋別場所では御用金を以て蝦夷に日當を支給して畑地を開墾し、種子を與へ、安政五年度に於て約千二百二十八坪が四十人近くのアイヌに依て耕作されて居た。（村垣淡路守廻浦上申記）

十、明治四年十月八日 開拓使より舊土人へ告諭（開拓使事業報告）

- 十一、明治八年五月 本廳達二百六十五號（明治八年布令錄）
 十二、明治十二年五月 千歲郡勇拂郡兩郡舊土人農業を勧誘し毎村各一町歩と假定し、現衛生徒及樹藝取扱人を派遣し開墾せしめ、之に従事する各戸に農具を給し……（開拓使事業報告 卷二 物産 十一頁）
 十三、開拓事業報告第五編六十九頁

三、原 因

然らば何故に突然この時代にかゝる規模の農業獎勵を必要としたか。それに就いては簡單乍ら明治十五年十一月廿一日根室縣令が内務、農商務兩卿宛に稟議したる「舊土人救濟之義に付伺」がその要を得て居る。即ちその中に「彼等ノ生計ノ如何ヲ親敷視察スルニ従前鳥類ト獸類トヲ獲テ之ヲ食料トナシ穀類ハ海邊居住ノモノニシテ漁業等ニ雇ハル、者ノミ、則チ其人員ヲ舉クルハ十中ノ二三ヲ出テス然ルニ兩三年前ヨリ移民増殖隨テ漁業銃獵モ繁劇ナルヨリ自ラ土人取獲スル魚獸逐年其高ヲ減セシハ勢ヒ不得止義ニ有之、加之去ル明治十一年天候不順降雪甚敷爲メニ大ヒニ鹿種ヲ相減セシ所、爾來前述ノ通獲殺烈敷タメ山中ノ土人等ハ食料ニ窮シ殆ント飢餓セントスルモノ有之、既ニ食料タモ猶且如此、況ンヤ衣類ニ至テハ壯成以上ノ者ハ僅カニ獸皮被フルモ兒童ニ至テハ給スル能ハス極寒中ト雖モ裸体ナリ。其有様悽然實ニ視ルニ忍ヒス。畢竟彼等無學無識時勢ノ奈何ヲ知ラス曾テ改進活潑ノ精神ナク、自カラ招ク困苦ナリト申ナカラ従前彼等ノ社會ニハ文字ノ以テ事ヲ記スヘキナク、學問ノ以テ智識ヲ發育スヘキナク、唯渴シテ飲ミ、飢テ食フ實ニ純然タル太古ノ民ニシテ一朝一夕ノ克ク其習俗ヲ變換シ得ヘキニアラス故ニ自カラ招ク困苦ナリトハ申ナカラ他ノ無職遊惰ノ民ト同一ニ論スヘキモノニアラス其習俗

ヤ漸次教育ヨリ變化セシメサルヲ得ス」故に農業を奨励しようと言ふのである。明治十七年十二月札幌縣が内務大藏、農商務の三卿に宛てた伺書の理由とする所も是と異なる所はない。前時代に於けるアイヌに對する勸農の精神は、前段に於ても看取し得る如く、最初の、重農主義的な見地から漁獵民族であるアイヌを農業者たらしめんとする希望は議論の上では唱へられて居たが、實狀に於ては彼等を強いて農業者化するよりも漁業勞働者として利用する事を有利としたために、事實上農業を禁止しても是を奨励する事は稀であつた時代を除き、稍積極的に農業を奨励した幕府直轄當時にあつても、其目的とする所は産業人としての農民に化する爲めではなくして、寧ろ同化の一手段として考へられ、若しくは將來に於ける天然資源の減少を豫想しそれに備へんとするために過ぎなかつた。而も其當時にあつては天然資源の漸減と言つても、未だアイヌ從來の採集生活を覆す程深刻なものではなく、一方アイヌを漁業勞働者として使役する利益は依然變らなかつたから、農業奨励の如きも極めて不熱心であり、又見るべきものがなかつたのは當然であつた。

此度の農業奨励も亦前時代のそれと同じく、其目的とする所は教化にあり、その目的のための一手段に過ぎなかつたことは事實である。札幌縣の伺には「渡航費ヲ費サスシテ數千ノ良農ヲ得ルノ利益アリ」云々の語があつて其將來は産業人としての農業者たらしむることを目標として居る様に見えるが、それは第一次的なものではなく教化の副次的目的にすぎない。然し當時代に於てはそれよりも更に大きな問題として、前時代には極副次的な目的に過ぎなかつたアイヌの經濟的救済が燒眉の急となつて現れて來たことである。

然らば何故に經濟的救済が燒眉の急となつて來たか。其直接の動機は兩縣が正しく指摘して居る様に明治十二

年以後に於ける漁獵生産物の激減であつた。天然産物の激減は漁獵民族たるアイヌに取つては將に生命に關する大問題だつた。以前に於ても、例へば、文明三年風災飢饉にて民夷死者者多しと見え、享保九年には石狩地方に遡上したものが尠かつたゝめに翌十年にかけて餓死者の多く、天明三年には目梨樺太地方に大飢饉があつて目梨に八九百人、樺太に百八十人許の餓死者を出したと傳へられ、文化三年「東蝦夷紀行」に依る時は、その以前に十勝の鹿が著しく減少したために餓死者が多かつた由が記されてあつて、天産物の減少は直ちにアイヌの生命を脅かしたのであるが、是等の飢饉はその原因を著しい天災に發して居たので、天災が去つた跡には漁獵收穫物も次第に元に歸つた様である。然るに今度の飢饉は、例へば十勝地方の鹿を絶滅したと言はれる明治十二年の大雪の如き天災の上に、亂獲とその再生の天地となる天然を破壊し盡す開墾が伴つて居た。アイヌはどうしても其漁獵生活をすてゝ他に轉ずる必要にせまられて居たのである。

然し更にその當時のアイヌの状況を見る時は漁獵生産物の激減は只その一契機を形作つたにすぎずして、その底にはアイヌの生活の驚くべき窮乏と、明治維新以後の諸變革に依る著しい混亂、それに依て更に將來その壓力を増加するであらふ窮乏があつた。兩縣はそれを唯無學無識と片付けては居るが……。

私は暫く其具體象を見よう。

明治二年九月、開拓使は從來、蝦夷地に於ける一定區域の蝦夷に對する交易と蝦夷を使役して漁業を營む獨占權を一定の運上金を納付する商人に與へて居た場所請負制度を廢し、産業の經營は自由に個人に依てなさしむる事にした。アイヌは場所請負人の封建的支配から解放されて自由人として活躍し得る事となつた。自己の産物を

場所請負人以外に賣る事の禁制は解かれて何人にも相對賣買をする事が出来、強制的に一定賃銀で自己の居住する場所に使役せられた封建的關係は廢されて、相對賃銀を以て備はれ、又自由に他へ移住出稼を許され、又勝手に稼業を営み得る自由が與へられた。その替り又場所請負人から受けて居た諸種の特別保護も廢止された。アイヌは一個の平民として内地人同様の權利義務を有し、内地人と同等に自由に生存競争場裡に角逐する事になつたのである。

明治維新を轉期として、其個人主義的自由主義の下に日本の經濟組織は急激に資本主義的傾向を取るに至り、北海道も亦その一環としてそれに參加したのであつたが長い間封建治下に搾取と壓制とを續けられて來たアイヌにとつてはこの新組織に順應して新しい運命を開拓して行く力がなかつた。第一は資本の缺乏であり、第二には能力の不足であつた。場所請負制度の下に於て彼等は、其漁獵して得たる所の物を交易するも「數枚の熊皮は一包の煙草に價せず、數葉の鷺羽は一本の針に價せず、十束の秋味も數升の酒に當らず²⁾」而も彼等の自由に漁した豊富な漁場は請負人の手に依て占有せられ、自らはそれに隸屬する一漁業労働者に墮し、半ば強制的に使役せられるものも「牛馬犬狗の如く」使役され、「強壯にして能く労働に服するものにて給料は一漁期金一兩を最多とし、勞働の少しく足らざるものは木綿衣服又は鍋一枚を得、弱きものは一物も得ずして襤褸を纏ひて悄然として其部落に歸り來る有様³⁾」であつた。地方の豪家には若干の家寶を有する者もあつたが、是とても貨幣に換算すれば殆んど取るに足りない古道具に過ぎず、彼等の手製になる小さな網・釵・鎗・アマツボ・丸木船等では到底内地人のそれと對抗して行く事が出来なかつた。否その獵に必要な犬漁に必要な丸木船さへも失つて居るものが多かつ

た。⁴⁾ その上使役に便利な愚民に育てられ向上を妨げられて来た彼等は全くその基礎を異にする經濟組織を理解して、その内に棹さして行くことは不可能に近かつた。彼等の最低生活の保證を犠牲にして與へられた取引の自由雇傭契約の自由は、結局、より不利な取引より不利益な雇傭に甘んじなければならぬ自由となつて現れた。⁵⁾ アイヌの生活は一大危險に直面して居た。

然し、北海道に未だ野獸が多く、魚類が豊富であれば、彼等は天賦の漁獵民として才能を發揮してその生活を保つて行くのに不安はなかつた。是等の仕事は彼等の幼稚な道具をもつてしてさへも、彼等の技能は是を補つて彼等の生活を脅かす様な事はなかつたからだ。然し不幸な事には其天産物も亦激減して、アイヌの生活危機を決定的なものにしてつた。

天産物の激減とはアイヌの依存して居た天然生活資料の急激な減少を言ふ。今こゝにアイヌの食料として最も大切であつた鮭と鹿に就て見よう。

鹿はアイヌの重要な食物の一つで明治初年にさへも沙流川筋のアイヌのみで年々五千頭の鹿を食料に供して居たと云ひ、⁶⁾ 土人は或は仕掛弓により、或はワナに追込む事に依て鹿を得て居た。殊に鹿が越年する膽振・日高・十勝地方の鹿皮は有名な産物の一つだつた。所が開拓使時代になると多くの内地人獵師が入つて鹿獵に従事し、鹿皮の産額はとみに増加して來た。例へば舊幕時代に於て年々六七百枚の産額に過ぎなかつた十勝の鹿皮が、明治十一年には實に一万二千五百枚の多きに達した。明治八年全道の産額實に七萬六千五百枚に及んでゐる。然しこの生産の増加は決して鹿の増加ではなくして亂獲の結果であつた。従つて其生産額も明治八年を峠として次第

に減少し、明治十一年には其半数に充たざる三萬枚に減少した。開拓使はこの類勢を認めて明治八年九月廳振、日高兩州方面鹿獵假規則を設け、是を制限し、後石狩・十勝及根室支廳管内にも及し、翌九年十一月には之を改正して管内鹿獵規則となし、統一制限を加へる事にしたが、漸減は是を止め得ず、偶々明治十二年二月、鹿の越年地方一帯の大雪で鹿は多く凍餓に斃れ、急激に鹿の数を減少して了つた。十三年には北海道全體の鹿皮生産高は一萬枚を數ふるのみである。開拓使はそこで明治十二年一月鹿獵規則を改正して、鹿の蕃息地の鹿獵をその地在籍の土人に限り他の禁獵を斷行したが、類勢如何ともすること難く、減少の一路をたどるのみであつたので、明治廿二年三月廿三日、廳令二十二號を以て全く鹿獵を禁止するに至つた。即ち明治十年代に於てアイヌの主食物であつた鹿は全く絶滅に類したのである。

鮭も亦同様であつた。舊幕時代に於ては鮭漁場は多く沿海に限られ、沿川漁場は土人の食糧鮭取場として保護されて居た様であるが、沿海漁業の大規模化は次第に鮭の遡上を妨げ、川上に於ける魚漁を薄くしたのみか、又鮭の産卵蕃殖を妨ぐるに至つて漸く其減少を見つゝ開拓使に及んだ。開拓使は又鹿の場と合同しくその繁殖保護を目的として各河川に鮭の遡上を妨ぐる行爲、例へばウラキを設け留網、テヌ網等を使用する事を禁じ、又網數を制限して濫獲を取締つたりしたが、一方漁場の個人經營化は勢ひ漁場の數を増加し、亂獲を伴ふ傾向があつて、この趨勢を如何ともする事が出來ず、後になると鮭の産卵する諸支川、若くは上流の地を禁漁とし、吏員を派して密漁を監視するに至つた。尤もアイヌに對しては鈎獵を許し、若くは飯料鮭は除外したが、後には是すらも禁止する方針に出で、アイヌの生活を脅かす様になつた。明治十六年五月廿三日札幌縣甲三十二號布達に依て大津

川より中川郡安骨村字「チャシコチャ」迄を除く外の諸川を禁漁とするや、十勝川上流地方のアイヌは餓死に瀕する慘状を見るに至つた。

即ち鹿に於ても、鮭に於ても、移住民侵入、殊に私有權の確立と、保護區域の設定に依て、アイヌの漁獵區を縮小した。漁獵獲物の相對的減少の事實も認め得るがそれよりも重大な事實はその絶對的な減少であり、直接アイヌを苦しめたかに見える禁獵の如きも實はこの土臺の上に始めて理解され得るのであつて、而もその原因は、亂獲であり、殊に鹿の場合は更にそれに天災が加はつて非常な急激な現象を示した。

其結果は恐るべき飢餓であつた。

明治十七年、十勝地方を巡回せる樺野御用掛の報告に依れば、「飢饉の甚しかりしは昨年末より今春野草の生ずる迄なりき。土人の言によれば此際死去せしもの現に十餘名ありと、果して餓死なりや否やは保し難し」飢餓の如何に甚しかりしや其例證を擧ぐれば、一度棄捨したる鹿骨を煮て其汁を啜り、鮭鹿皮の切れ等をも食し、凍寒中池沼へ入り貝類を探り、積雪中寄生木を求めて之を食したるのみならず、父子兄弟の間にも食物を争ふに至れりと云ふ。」^{s)}と言ひ、この狀況は十勝のみに止らず膽振日高地方に於ても同様であつた。沙流地方の土人は已に原始的な農業を知り、老人婦女子の手に依て耕作され、僅に食物を補つて居たが、明治十六年の旱魃蝗害のため殆んど收穫なく、同十七年四月その方面を視察せる郡書記の報告によれば「彼等は千魚より本年播種すべき種子に至る迄喰盡せしにより、秘藏する所の寶物を携へ、山越して靜内・千歳及石狩國の舊土人部落に至り、雜穀千魚と交易し僅に活路を求めしが、靜内其他の舊土人も漸く食料の缺乏を來したれば如何共する能はず、目下草根」

ムケカシ」「ムー」「アハ」等を採掘せしが是も近傍には殆んど盡き、終に「ニハル」（和人「ホヤ」樺の古枝等に寄生する宿年草にて平常は食せず）を採り海藻等と交へ食し幸に露命を保てり」と言ふ有様で、その飢餓に瀕せる戸口は

	戸数	人口	全戸数
沙流郡	八三戸	三五五	三五九戸
勇拂郡	二八	一一五	二三四
新冠郡	三一	一一六	一二三
計	一四二	五八六	七一六 ¹⁰⁾

即ち百四十二戸五百八十六人、全戸數約二割に及んで居る。

根室縣下に於ても略々同様の慘狀を見た。明治十七年三月釧路國足寄郡各村舊土人飢餓の實況取調のため出張した米町戸長役場筆生の復命書に依れば、此の地方一帯のアイヌは不獵のために各方面に出稼し、村落は殆んど無人の郷たるの狀を呈し、僅に残る者は老幼病者のみ。而も食糧は曩に野山へ放棄せし鹿の筋骨を堆雪の中より掘出し碎き汁とし、樺の實の上皮を碎いて中實を煮て朝夕椀一宛を食するのみ、或者はそれすら全く絶えて絶食數日に及び、加ふるに瘡病が蔓延して慘憺たる狀をなして居た。鹿獵ノタメ戸毎ニ五六頭ノ畜犬アリシモ目下足寄全郡二十頭内外而已、今アル畜犬ヲミルニ骨ト皮而已ナリ。」とすら報告されて居る。

十勝地方は、明治八年漁場持廢止後、土人を主とする組合を組織し、十三年に至るまでその事業を繼承し、共有財産及び共有金を所有して居たので、それを以て買入てあつた米鹽を管内アイヌに配分して急をしのがせ、日

高地方にあつては、勇拂外五郡長より縣令に上申し、明治九年九月丙一七六號「開拓使賑恤規則」第七條に基き壯年男一日米三合、老幼婦女同米二合宛十五日間施與救助した。¹²⁾根室縣下に於ても十七年三月最も慘害を見た足寄地方に吏員を派して食物として貯藏中の種子用馬鈴薯を配布した。¹³⁾更に十勝の場合等に於ては窮乏の直接原因たる鮭漁禁止を緩和せんとする企圖があつて、その禁は緩和された。¹⁴⁾

然し是等の策は一時の應急策に過ぎない。アイヌの窮乏は更に深い、永久的な原因をもつて居た。その救済に更に根本的なものが必要とする。そしてその第二段にとられた對策こそアイヌの農民化を目的とする勸農策であつた。

註 一、北海道史 第一 三四六頁

二、久松義典 北海道通覽 九百三—四頁

三、平取外八箇村誌 第二版 九三—四頁

四、永田方正 蝦夷誌料（世界 八二號 四六頁）

五、明治十八年一月廿六日釧路郡長代理上申の内に「土民が常ニ「タバウ」ト唱フル一種ノ奸商久シク部落ヲ徘徊シ騙欺籠絡ノ手段ヲ以テ不法ノ金錢ヲ食リ、現ニ土民ヲシテ千餘圓ノ借財ヲ負ハシメシガ如キコトアルモ嚴重取締ノ方法ヲ設クル事能ハズ、負債ノ爲メ強テ身体ヲ引立テ漁雇ノ人夫ニ殆ト賣奴ト等シキ弊習アルモ之ヲ矯正スルコト能ハズ」云々とある。

六、拙稿 北海道舊土人に對する土地政策の變遷（高岡熊雄先生在職三十五年紀念論文集 二〇〇頁）

七、犬飼哲夫 北海道の動物の由來とその變遷（札幌放送局編 北海道郷土史研究 四五頁）

八、明治十七年八月七日 樽野四男吉復命書

三縣時代に於けるアイヌ勸農策

三縣時代に於けるアイヌ勸農策

一五二

- 九、明治十七年四月廿日 菅野英實報告
- 十、明治十七年五月六日 勇拂郡外五郡々長服部尙春上申
- 十一、明治十七年三月廿一日 釧路郡米町戸長役場筆生山岸勝郎復命書
- 十二、明治十七年四月廿四日 勇拂外五郡々長服部尙春「沙流郡舊土人飢餓之狀況取調之儀上申」
- 十三、明治十七年三月廿一日 釧路米町戸長役場筆生山岸勝郎復命書
- 十四、明治十七年四月九日 舊土人飯食鮭取之儀ニ付奉伺書

四、経過の概要

以上の意味に於ける勸農策に最初に着目したのは根室縣であつた。即ち明治十五年十一月廿一日、根室縣令は縣下アイヌの窮狀を訴へ、その救濟費として毎年金五千圓宛の特別下附を内務、大藏兩省に稟請したのである。然るに事態は益々急を告げ、その允可を待つ事が出来なかつたので、翌十六年五月、勸業課員をその最も窮迫せる足寄郡に派遣し、郡内のアイヌを集めて耕作の必要を論じ、農具・種子等を與へ、食物を給して農業の法を授けたのである。而してその年の暮、下附金の允可を得たるを幸ひ、二十八ヶ條よりなる「根室縣管内舊土人救濟方法」を創定、豫算書をそえて伺出で、翌十七年五月認可を得て、いよく全縣下に向つて大規模に着手することとなり、その年は足寄郡を始め白糠・阿寒・川上・網走の四郡に是を實施した。但しこの年は川上・網走二郡は充分に手がとどかなかつたが、翌十八年にはこの二郡は勿論、釧路・厚岸・斜里の三郡にも及んだ。

更にこの縣下で注意しなければならないのは、明治十七年七月、北千島より色丹島に移した、明治八年樺太クルル交換條約に基いて我が國に歸化した千島アイヌ九十七名に對する農業指導である。即ち同年彼等は「肅條不

毛ノ寒境ニ棲息シ、海豹及鱒等ノ魚類ヲ以テ常食シ、未タ曾テ陸産ノ滋味、耕耘ノ利益ヲ知ラス、故ニ之ヲ教フルニ農業ヲ以テセハ、本縣ニ取りテハ開拓ノ一大成績ヲ舉ケ、且ツ撫育ノ方法立チ、土人ニ取りテハ其他ヲ愛スルノ情厚ク、永ク帝國ノ臣民トナルハ照々トシテ明カナリ」而シテ陸地ハ頗ル肥沃ニシテ平坦ノ原野乏シキ丘陵ノ耕作ニ適スル處少ナカラズ、故ニ此地ヲ開墾シテ功ヲ奏スルトキハ、恒産成テ恒心自ラ發達スベク、前途永遠ノ大計之ニ過キタルモノ莫シ」との意見に基いて、明治十八年六月根室縣令の稟請により同年より向ふ十ヶ年間毎年千六百六十六圓の特別下附金を受けて實施せんとする「色丹郡舊土人撫恤方法」の内には、農業獎勵に關する規定を入れ、土地・農具・種子等を給與し是を指導した。

札幌縣下の勸農は根室縣よりも一年後れて着手された。十勝地方にあつては明治十六年秋の十勝川上流の鮭魚禁止法を直接原因とする十勝地方アイヌの窮狀が、十七年の春各地方から報告され、その實狀の調査と救助法の研究のために派遣されたる勸業課員の報告に基き、且つは根室縣の例に習つて、勸農を中心とする十八條よりなる「札幌縣管内舊土人救濟法」を作成し、内務、大藏、農商務の三省に向つて年々七千圓の別途下附金を稟請し、許可を得、翌十八年より「戸數最モ多ク生計最困難ヲ極メタル」日高沙流郡より勸農に着手する事になつた。尤もこの地方のアイヌは既に原始的な農業を知つて居たので、十七年春、すでに勇拂外五郡々長の上申に基き、沙流川上流の二風谷外七ヶ村、鶴川上流の穂別外一ヶ村戸數二百九戸人口九百八十八人に對し、一戸平均七升の割を以て馬鈴薯種子十四石六斗三升を下附し、植付をさせ、冬期の備にせしめた。又十勝地方は「舊土人救濟法」に依れば漸く六ヶ年目に當るのであるが、幸ひアイヌの共有財産があつたのでその管理法を整へ、それより支辨す

る事となり、浦河・様似兩郡のアイヌも亦是に習つて別に指導員を派遣して十八年度より農業に従事せしむる事になつた。

尙ほ時を同ふして、是等の官に依る指導の外に、その撰にもれた地方に於て、個人の努力に依てアイヌに對する勸農が行はれた。即ち、虻田地方に於ては郡書記の努力に依り、戸場役場を中心として奮士人農業世話係が設けられ、十七年より勸農を實施し、¹⁾有珠村並に室蘭郡各村に於ても官の奨励により農業を勵み、²⁾日高國荻伏村に於ては十八年度より赤心社が中心となつて附近のアイヌに農業の指導を行つた。³⁾

舊土人救濟法に依る指導は、根室縣に在つては明治十七年度着手、明治廿一年度迄向ふ五ヶ年間に管内アイヌ八百二十五戸、即ち毎年百六十五戸宛に指導を行ひ以て全縣下のアイヌを農民化する計畫であり、札幌縣に在つては、明治十八年より着手、明治廿七年に至る迄十ヶ年間に總戸數二千五百九十戸、即ち一ヶ年二百五十九戸宛全管内のアイヌに指導を及さうとする計畫であつたが、施行後間もなく明治十九年廢縣置廳となり、その際色丹土人教育費を除いて各省よりの別途下附金は削除され、道廳は更に十勝地方及び浦河様似地方はその地方アイヌの共有金を以て、他は廳費を以てその事業を繼續したが、最初の計畫は漸次改められ、縮少されて現狀を維持するに止り、遂には根室縣管下の指導は明治二十年限り是を廢止し、續いて明治二十二年には十勝地方の指導を釧路郡役所に一任し、翌二十三年には殘る膽振日高地方の指導監督をも廢して、三縣時代に始まつた政府のアイヌに對する農業指導は全廢される事となつたのである。

註 一、札幌縣報（明治十七年）

二、北海道毎日新聞 明治二十年十一月一日
三、明治十八年六月四日 赤心社副社長願書

五、農業獎勵法

アイヌに對する農業の指導獎勵には、兩縣共勸業課員にして農業に對する技術官が是に當つた。主として是に當つたもの三名は共に判任御用係であつて、その内二名は札幌農學校卒業生であつた。札幌縣に在つては是等の主任の下に雇員たる勸農係を置き、要地に駐在せしめ、更にアイヌの内より數名の世話役を任命して係と協力して事に當らしめ、根室縣においては主任の下に課員屬一名を付したが、是は駐在せしむる事なく、勸業期間中常に巡回指導することとし、従つて平常の取締はアイヌの内より選れた伍長に依て行はれて居た。(根室縣管内舊土人救濟方法第十三條)従つて根室縣の保護指導は札幌縣御用係樺野四男吉の指摘した様に「一ケ年ハ甲所ノ土人ヲ撫育シ、次年ハ之ヲ置テ乙所ヲ撫育スル等ニテ唯一ケ年ノ撫育ニ止リ」²⁾「善ク土人之性質及一般人民ト土人トノ關係ヲ考フル時ハ官ノ保護止ムト同時ニ土人ハ再以前之有様ニ復シテ折角ノ撫育實功ノ萌芽ヲ見レ共決シテ其成績ヲ見ル能ハサルノ恐レ無キ事能ハざるの狀況にあつた。故に明治十八年十二月、救濟法改正の際には「著手後兩三年ヲ經テ救濟之目途稍相達候ハ、郡役所へ委任シ救濟及維持方法等百般ノ取締ヲ爲サシメ」³⁾郡役所よりも更に遠くに散在して、取締不行届の箇所、例へば釧路郡役所管轄の川上・阿寒・足寄の三郡等には土人扱所を設け、準等外御用掛以上の者一名を駐在せしめ、アイヌに關する事務を取扱はしむるに至つた⁴⁾

a 土地の給與

勸農に當つて第一に問題になるのは土地の撰定と給與である。

舊土人救濟方法に於ては根室縣にあつては「開墾容易ニシテ地味適當ノ廣潤ナル場所ヲ選定シ其内ニ就キ家族ノ多少ニ依リ壹戸五反歩乃至壹町歩ノ地所ヲ下附シ開墾セシム」(第六條)と規定し、札幌縣にあつても同じく「開墾地ハ舊土人居住地近傍差支ナキ場所ニ於テ一戸一町歩以上ニ相當スル地所ヲ撰ヒ之ヲ無代貸與スヘシ」(第五條)と規定して居る。

アイヌは、殊に山間のアイヌに於て、その生活資料は主として漁獵に仰いで居たから、その便宜に依り生活に適した箇所を選んで點々小部落をなして居住し、従つて農業に轉ずるに不適當な環境にあるもの多く、その部落も十戸以上に達するものは尠なかつた。従つて又その部落の儘で農業を採用した所では、勿論農業法も極めて幼稚なものではあつたが、極小面積の適地を處々に選んで耕作し、附近にその適地のない場合には遠く部落を離れた所に是を持つ外はなかつた。而もこのことは農業が漁獵の副業に過ぎなかつた時代、即ち小規模農業に過ぎなかつた時代には何等差支はなかつたが、是を主業とするの必要ある時代にあつては、可成の面積の土地を附近に持つ必要があり、是を望み得ない所にあるものは止むなく居を移す必要があつた。又、農事の指導監督の上からも點々居住するアイヌを一箇所にまとめる必要があつた。

根室縣にあつては着手の當初に當つて、主として指導の必要上足寄・利別・螺灣・涇別各村のアイヌを足寄に集めて開墾に従事せしめたが、其他は農耕に適するも魚類に乏しく、是等の人類の要求を充たすに足る漁獲なき

に、今迄獸魚に重きを置いて生活して居た彼等に急激に植物質のみの生活を強制する事は困難であつたのと、各部落の土人は各々小天地をなして殆んど他と交渉なき生活をつゞけて居たために、是を一ヶ所に集合せしめても互に親和せず、各々郷土を慕つて止まなかつたので、翌年からは各自從來の部落附近にあつて耕作することを許した例もあるが、釧路の土人は附近に沃野なく、半里餘を隔る春採近傍には稍耕地となすべき處があるが、出張耕耘するは不便を伴ふ故、明治十八年釧路川支流のセチリ川を遡る凡七八里、フシココタン及びベラカイサヌに土地を選定し、そこに移住せしめ、一戸に付間口二十間、奥行三百間の耕宅地を割渡し、取扱所を設置して農業を教授した⁶⁾、網走村は土人も亦同様周圍の土地が瘠薄なるため移轉の議が生じた⁷⁾。

根室縣の「舊來ノ住所ノ善惡不便ヲ撰ハスシテ是ニ着手シ」たるを目撃し、「土人ヲ移サ、ルハ事業ノ困難ヲ避クルカ爲ナルヘシト雖、僅ニ一、二段ノ畑ヲ起セハ他ハ餘地ナキ土地、或ハ三五年ノ後ニハ河流ノ爲ニ侵入セラルヘキ土地、或ハ地質不良田畑ニ適セサル土地ニ住スル者アリ。彼等ハ當時其不便ヲ感セス、然レ共其不便ヲ歎スルノ時ハ蓋シ五年ヲ待タサル可シ」と見た札幌縣にあつては、適當な土地を選び、その土地に可及的に集團せしたる方針を採つた。殊に十勝にあつては最初オトフケブト、カモツナイ、セイシビラ、ボンベツ（利別川沿岸）トビラカの五ヶ所にそれを求めんとしたが、實地踏査に當つて膏腹の地は案外に尠く、大地積の土地を得ることが出来なかつたので、十勝川沿岸に於て九ヶ所、利別川沿岸に於て三ヶ所、合計十二ヶ所の土地を選び、そこに土人を集合せしむる事にした⁸⁾。日高地方に在つては、以前既に農業に従事せる地方多く、従つて附近に農耕地を得る事を困難としなかつたが、或地方、例へば交通に不便で附近に農耕地の乏しい幌去村字シホノツ、の

土人をタンネクヒタに、同村イケウの土人を長知内村字ホヒボへに移轉せし等二三の大移動を伴つた外殆んどすべての部落の小移動が行はれた。¹⁰⁾

是等の移轉に對しては、根室縣の經驗した様な種々の故障を伴ひ、土人はその移轉を抗み、例へば勇拂郡邊富内村字マコツフ及字シツシナイの土人廿餘戸の如き、附近に適地なきを以て是を累標附近に移さんとしたが、例へば餓死すとも移轉せずと稱して數度の説諭も何等の効がなかつたと言ふ。¹¹⁾

移轉を抗む者に對しては強制を用ひず、忍耐強い説諭と後に言ふ手厚い保護給與に依て是を行つたが、それが、如何に困難に考へられたかは十勝の給與地選定に當つて

- 一、土人ノ集マルヲ好ム所
- 二、水害ノ恐レ無キ所
- 三、運輸ノ便アル所
- 四、土壤肥沃ナル所
- 五、用水善良ナル所
- 六、温暖ナル所
- 七、薪炭ヲ得易キ所

等の諸條件を考慮し萬全を期した事に依ても伺はれよう。¹²⁾

かくして給與された土地は札幌縣下にあつては、初年に三反歩以上を墾成し、三ヶ年を期して一町歩以上を墾了する事を條件とし、(第六條)墾成地は實地點檢の上無代下附、向ふ十五ヶ年間除租地(第七條)と決せられ

た。根室縣に於ては開墾期限に何等の規定なく、最初の案では、墾成地は千坪五十錢の割を以て五年以内の年賦で拂下がることになつて居たが(第七條)、後明治十八年十二月廿六日伺の改正舊土人救濟方法には札幌縣と同じく無代下附する事に改正された(改第六條)。

根室縣下に於ては共救の目的、殊に凶荒豫備又は學校維持費に充つるがため(二十條)、農事着手後兩三年を経過した後毎郡十萬坪乃至十五萬坪の地を選び、其郡の共同開墾場とすることにした(第十五條)。共同開墾場は初年に一萬二千坪を開墾し、翌年より毎歲六千坪乃至七千坪を開墾せしめ(第十六條)、竣功後は其郡共同地として無代下附十五ヶ年間免租の地とした(改十七條)。札幌縣に於ても最初の案では共同開墾地を作る事になつて居たが救濟法では是を省いた。但し十勝地方に於ける共同開墾地は、根室縣に於けるそれと異り、毎戸に割當てられた開墾地を開き了り、追々農業に熟達するに従つて之を分配し、以て充分な段別を得せしめようとするにあつた。

b 諸種の給與

農具 アイヌの勸農に當つて、嘗て農業の經驗なき地方の者は勿論、それに要する農具は皆無であつたし、農業を行つて居た地方の者も極めて幼稚な、不完全な農具しか持つて居なかつた。故に農具の給與は差當つての必要があつた。根室縣に於ては各戸に唐鍬・平鍬・鎌・ホー・レーキ各一挺宛を給與し(第九條)、共同開墾場に對しては新墾犁・犁・ハロー・カルチベーター各一挺、耕馬三頭並に馬具二組を給與する規定になつて居たが(第十八條)、明治十八年改正には各戸に給與するレーキを除いて石臼一ヶを加へ(改第七條)、共同開墾地に對する給與規定は是を除いた。

札幌縣に於ては同各戸に唐鍬・平鍬の外に山刀・天王寺鍬・鏝・砥石・鍬柄各一挺、鎌二挺、筵二枚を給與し更に五戸毎に石臼一臺、廿五戸に付鑿一挺、十戸に付鐵槌一挺を與へる規定になつて居て(第八條)、根室縣よりも遙に親切であつた。後には給與は箕、篩等にも及び、尙ほ十戸に付再墾犁・ハロー・馬具等を要望して居るが是は實行を見るに至らなかつたらしい。

是等の給與は兩縣とも勿論初年度を限り現物を以て給與し、その修繕はすべて自辨せしめたことは言を俟たない。

種子 種子も亦初年度を限り給與した。根室縣に於ては初年度を限り、毎戸に馬鈴薯二俵、蕎麥二升、玉蜀黍二合、練馬大根一合を(第九條)、札幌縣に於ては馬鈴薯二俵、粟一升、扁豆一升五合、玉蜀黍一升、南瓜一合と規定されて居た(第八條)が、實際は、その土地の形況に依り、獎勵する作物も異り、給與も従つて異つて居た。根室縣では十八年度の改正に於て馬鈴薯二俵、大根五合の外は各自の望により下附することになつた(改第七條)。根室縣に於ては後に述ぶる如く、耕種農業のみにては到底彼等の生活を維持するの困難なるを認め、牧畜を加味せんがために明治十七年度に於て二十七頭、十八年度に於て四十八頭、兩年通じて七十五頭の耕馬を各部落に配布し、更に明治十九年度よりは厚岸、斜里等に仔豚を配布し、以て是を全管内に及さんとした。¹⁶⁾尙ほ同縣に於ては十八年度に救濟を實施した所は季候溫暖であつたがために果樹栽培を獎勵し、七重農場より梨、林檎、葡萄苗各五十本を購入分配した。¹⁷⁾

食料 アイヌは博業を獎勵するに當つてはその農業に要する諸要素に欠除して居た計りでなく、それが彼等の

餓死にせまつた危険を救済するために着手せられたものであるから、耕作期間に於ける食料すら充分に有しないものが多かつた。故に彼等の努力を維持せしめんとするならば、その期間に於ける食料の給與も亦必要であつた。根室縣に於ては格別の規定はないが、豫算より見て、明治十八年の改正案までは、馬鈴薯二俵宛を各戸に給與したと思はれ、札幌縣に於ては初年に限り開墾に従事するもの一人には一日裸麥三合宛の割合を以て給與した（第十一條）。食料の給與は救恤がその主たる任務であつた事は勿論であるが、一方土人にその用法を知らしめ、農業に對する關心を深めるに役立ち、一種の獎勵方法ともなつた。例へば沙流地方に於ては「婦女子ハ勿論男子ニ至ルノ十ノ七八ハ初テ大麥ヲ闊シタル趣ナレハ、食スル事ノ手向ヲ不知、依テ各村へ出張ノ上僅少宛搗キ上ケノ順序ヲ見セシメ、後之ヲ焚火シ、少許ヲ分テ一統へ試食爲致タルニ、始テ麥ノ美味ナルヲ覺リ、是ヨリ競フテ麥ヲ耕作セン事ヲ申出家族多ノ分ハ二段五畝歩ヲ高トシ、大抵ハ二段歩ヲ播種ス」¹⁶⁾と報告され、十勝の伏根老の談話によれば彼等が開墾地に集つたのは和人からもらつた作物の美味さからだつたと言ふ。¹⁹⁾札幌縣の規定に於ては食料補給の停止を指導者の命に服せざるものゝ罰則とさへして居る（第十七條）。

c 指導の苦心

以上の如く多くの手厚い給與をなしたるにかゝはらず、アイヌを導いて農業に従事せしむる當局の苦心は想像の外であつた。

アイヌは一体に愚鈍の語を以て表された如く、新しい生活の様式の採用を躊躇し、北見の奥地の如く「農事ノ尊フヘキヲ知ルト雖モ農具ヲ得サルト種子ヲ得サルトニ遂巡意ヲ果サス」²⁰⁾救済法の實施を見るや相當の成績を挙げ

得たものもあつたが、多くはそれを悟らず、作物を食すれば死すとの迷信さへ行はれ、懇々説諭し漸く是に従事せしめても、その結果を目前に見なければ安堵しない状態にあつた。²²⁾従來農業の行はれた地方に於ては新種の栽培、新式農法の採用等に殊に困難を極め、「中年以上婦女子ニ至リテハ斯ク御世話アリシ上ハ反別ニ應シ税金ニテモ科セラル、様ニ疑念ヲ懷キ」²³⁾保護に堵ぜず、粟稗の播種に際し、散在開墾して撒播する風習を廢して畦蒔を奨励しても、「畦蒔ヲナス時ハ地面ノ三分ノ一ノミヲ用ヒ二分ハ無用ニ屬スルモノ、様ニ思惟シ」²⁴⁾密かに自己流を採用し、發芽後兩者比較して始めて畦蒔の利を悟り、收穫に際して後悔する如き有様であつた。従つて事の成否はかゝつてその收穫の良否にあり、不馴な地方に荒地を開墾し、特に當時甚しかつた病蟲害と戦ひ、稍もすれば淺耕し、除草を怠らんとする拙劣な技術を以て、彼等をして納得せしむるに足る成績を納める事は非常に困難な仕事だつたに相違ない。

その上彼等の能率は又頗る低いものであつた。彼等の或もの殊に山住のものは朝に朝の食を謀り、夕に夕の食を謀る節度なき漁獵生活を送つて居たから、農業の如き規律を要する労働に耐えず、海岸地方の土人は以前より請負人に使役せられて居たために遙に労働に耐える氣風はあるが、内地人との接觸久しいため浮薄に流れ、點智に富み、稍もすれば懶惰放逸に流れ、山住のものゝ淳朴なるに比して指揮に困難をおほえた。²⁵⁾耕作を採用して居た者も、農業は婦女子の業として輕蔑して居たために、男子の業として是を專にすることを嬉ばず、従つて業務に不熱心なるを免れなかつた。²⁶⁾

殊に指導員を苦しめたのは各方とも惡疫が流行し、労働に耐え得る者が尠なかつた事である。明治十六年根室

勸業課員が初めて足寄を中心として指導に従事した時「土人概ね間歇病ニ罹リ（中略）人口百三十餘ノ内此病ニ罹ラサル者僅ニ十餘人ニ過ス、事業ニ障害ヲ來セリ。」と報告し、翌年北見地方を巡回せる者の報告にも「今ヨリ三四年前……山村ノ人民ニ虐病傳染遂ニ海濱ニモ一昨年當リヨリ波及シタル由、山網走ハ昨年ヨリ始リシト、今ハ至ル處トシテ該病ニ非ハナシ。梅毒ハ土人中之ヲ煩ハサルモノハ實ニ僅々稀ニシテ病患者中其六七分ハ梅毒ニ非ハナシ」とあり、日高地方にも「是迄ノ粗食ナル故カ病人多ク六月以降ノ開墾播種ハ僅ニ見込ノ半数ニ至ルノミ」と報告して居る。²⁷⁾

かゝる土人を督して農業に従事せしむるがためには何れも非常な苦心をして居る。農業に興味を持たせんがためには、先づ彼等の嗜好物たる煙草、並に酒の原料たる粟を耕作せしめ、器械の使用法、開墾法、種子播蒔法、收穫品貯藏法及用法までを實地を以て懇切に教へ（第十條）、怠惰を防ぐためには着業四月、終業十月と明かに規定しその期間内根室縣にあつては格別の規定はないが、札幌縣に於ては毎戸少くも強健なる男女二名は開墾に従事すべき事を規定し（第十條）、若し農業を嫌ふか怠るものある時は、兩縣共指導員は是を譴責する事が出來た。一方農事に勉勵し成績の優秀なるものに對しては褒賞を與へることとし、根室縣にあつては明治十七年、各作物の優美なるものを三等まで、勉勵者並に肥料を用ひたるもの合せて三十一名に煙草、木綿、糸等一人三十錢乃至一圓に相當する品を與へて是を賞し、札幌縣下に於ても明治十八年紫雲古津村のトリアンが家業を勵み、貧者を惠み傍ら村民を勧誘して恒産振興を勉めしたるに依て木盃を下賜されて居る。³¹⁾³²⁾

共同開墾地にあつては毎戸一人を出して耕作に従事せしめたのであるが、毎年各郡より一名若くは二名を撰び、

根室種藝試驗場に於て西洋農具使用法其他の進んだ農業技術を教授し(三十三條)、新農業を採用せんとしたのは、共同收益を擧げる以外に模範經營を行ひ、そこを以て農業教育所に宛てんとしたものと思はれる。然し是は計劃だけに終つたらしく、明治十八年には「各地一般農業一途ニテ生計相營ミ兼自然特別救濟ノ旨趣ニ副ハザル場合モ有之」故「沿海地方ニ於テハ從來舊土人等漁事ニ慣熟セルモノ多ク且相應ノ收利モ有之」と言ふ理由で共同開墾場の目的を共同漁場に轉換させて了つた。³³⁾

虻田等、縣廳の補助なしでは是を行つた地方でも略々同様の問題があり、略々同様の組織を以て指導に當つた。例へば虻田に於ては村民中十名の篤志者を撰び、舊土人世話係とし、土人三十戸を別て一名の世話係に三戸を督せしめ、世話係は私費で農具を購入して是を貸與し、代價は收穫を俟つて返濟する事とし、撰地から收穫まで自ら指導し世話をせしむる事とし、戸長役場はこの世話係を監督するのであつた。³⁴⁾

註 一、阿部正己 十勝アイヌの保護沿革(民族と歴史 第四卷第三號 一五四)

二、明治十七年十二月廿日 御用係梅野四男吉復命書

三、明治十九年度豫算更正説明書(明治十九年根室方面舊土人救濟方法書類)

四、明治十八年一月廿六日 釧路郡長代理上申 部内川上阿寒足寄三郡各村ニ扱所設置之儀上申

五、明治十六年十一月廿九日 御用係久島重義復命書

六、明治十八年 勸業課農商係舊土人救濟書類

七、明治十九年二月 引繼書

八、明治十七年十二月廿日 梅野四男吉復命書

九、阿部正己 十勝アイヌの保護沿革(民族と歴史 第四卷三號 一五四)

十、平取外八箇村誌 一一二頁以下

- 十一、明治十八年八月 伊藤忠五郎開申書
- 十二、明治十七年十二月廿四日 榑野四男吉復命書
- 十三、明治十八年二月 沙流郡荷負村外三ヶ村の内七十戸へ農産授業經費豫算
- 十四、伊藤忠五郎開申書
- 十五、明治十七年根室縣土人救濟概況
- 十六、明治十五年度根室縣土人救濟豫算更正説明書稿（根室方面舊土人救濟方法書類）
- 十七、明治十七年 根室縣土人救濟概況
- 十八、伊藤忠五郎開申書
- 十九、昭和三年 高倉開書
- 二十、明治十七年八月十九日 酒井純明復命書
- 廿一、昭和三年 伏根弘太郎談 高倉開書
- 廿二、榑野四男吉復命書
- 廿三、伊藤忠五郎開申書
- 廿四、同
- 廿五、明治十七年十二月 久島重義復命書
- 廿六、伊藤忠五郎開申書
- 廿七、明治十六年十一月 久島重義復命書
- 廿八、明治十七年八月 酒井純明復命書
- 廿九、伊藤忠五郎開申書
- 三十、昭和十七年十二月 久島重義復命書
- 卅一、明治十七年根室縣救濟概況
- 卅二、伊藤忠五郎手控
- 卅三、明治十八年十二月 舊土人救濟方法並豫算更正之儀に付伺

卅四、札幌縣報（明治十七年）

六、成 績

前にも言つた通り明治十五年に出來た北海道の縣治は十九年に至つて早くも廢止されて居る。従つてアイヌに對する勸業の如きも根室縣に於て三年、札幌縣に於ては僅かに一年の經驗を経たに過ぎず、漸くその着手を見たに過ぎない。従つて其成績も見るべきものゝないのは當然であるが、根室縣に於ては明治十八年度までの救濟豫定戸數六郡三百三十戸なるに對し、十八年度就業戸數は八郡三百九戸に達し、開墾面積は三十一町三段九畝、即ち豫定戸數の九割強同郡内全戸數の約六割六分を就業せしめ、一戸耕作段別は約一段歩を數へるに至り、札幌縣に於ては沙流一郡に百五十九戸の救濟豫定戸數に對し十八年度就業戸數は勇拂、沙流兩郡にまたがり二百三十九戸、開墾面積九十四町三段三畝歩即ち豫定戸數の約九割、一戸當耕作段別約四段歩に達し、同じく特別救濟を行つた十勝地方にあつても二百四十七戸即ち同地方舊土人全體の九割強を就業せしめ、その耕作段別四十三町八段歩、即ち一戸一段七畝歩に達し、虻田地方に於ても三十戸にして百八町八畝歩、即ち一戸平均三段六畝歩を耕作せしむるに至つた。その出發は先づ好成绩であつたと言へよう。然しこの事業の眞の成績を知らうとすれば各地方に於て道廳の手を放れた最後の年に於ける成績を見なければならぬ。

地 方	年 次	戸 數	指 導 戸 數	指 導 戸 數 の 全 戸 數 に 對 する 割 合	開 墾 面 積	一 戸 當 面 積
根室、釧路各 北見、千島各國	明治二十年度	八九〇 _戸	六一七 _戸	六九%	六六・四 _町	〇・一〇 _町

十勝國	明治廿一年度	三四七	二六四	七六	二〇二・八	〇・七七
新冠、沙流、勇拂、浦河、様似、各郡	明治廿三年度	九六八	八〇六	八二	八九七・〇	一・一一

更にその内譯を示せば

郡	戸數	指導戸數	指導戸數の全戸數に對する割合	開墾面積	一戸當
沙流郡	三八	三六	九九四	三七四・七	一一・九
新冠郡	一四五	三七	三五・五	四三・三	一一・七
浦河郡	三三五	二八	一〇〇・〇	二八・〇	一・〇五
様似郡	六三	五	八一・〇	四五・三	〇・八九
勇拂郡	三七	一四	八一・一	二〇五・七	一・六六
十勝郡	一六	一五	九三・八	六・八	〇・四五
中川郡	一五	一三	八七・五	九〇・七	〇・六八
河西郡	三三	四	一〇〇・〇	四一・五	一・三三
河東郡	九〇	二	九二・一	六三・八	〇・七八

(北海道廳勸業年報、北海道廳統計書類による)(一)(二)の數字は不合理なるも確實にすべき資料なし。

であつて是を最初の計畫に比較すればその半にも達しない有様であるが、殆んど過半数は農業に従事するに至り其耕作面積も可成に増加し總計千二百町歩に近くなつた。是を明治十二年度に於ける舊土人利用の宅地、開墾地海産干場にして官有地第三種に編入されたもの合計七十五町歩弱に比較すれば驚くべき進歩と言はなければならぬ。

作物も根室縣に於ては、馬鈴薯を主とし大根・豆類是に於ては、馬鈴薯の平均段當收量は明治十六年に於て三十五俵(四斗入)、同十七年に於て三十二俵で相當の收量であり、その冬期の生活を支へ得たのみか、十七年の如きは早くも餘剰を生じて他に賣却するものを生じた。¹⁾ 札幌縣に於ける狀況は不明であるが、日高地方に於ては粟稗を主とする農業を營み、而も其成績は悪くなかつたらしく、廿三年沙流外四郡の指導を廢したのも「授産ノ始ヨリ本年ニ至ルマテ僅々數星霜ナルモ耕地ハ已ニ平均毎戸一町歩餘、收穫モ亦二十石餘ニ及ヒ一家周歲ノ食料ニ餘裕アルヲ見ル、殊ニ一人ニシテ數町歩ヲ墾成シタルモノ、如キハ往々馬力農具ヲ使用シテ耕鋤ノ業ヲ助ケ様似浦河兩郡舊土人ハ本年小豆二百八十七石餘ヲ賣リ千三百八十一圓ヲ得タリト云フ、生計ノ情狀已ニ此ノ如クナルヲ以テ」²⁾廢したのだと言ふ。

註 一、久島重義復命書

二、北海道廳 明治廿三年事業功程報告 廿五頁

七、經 費

是に要した經費は、根室縣に於ては明治十六年度より向ふ五ヶ年間年々五千圓宛、内務、大藏兩省より、札幌縣に於ては明治十八年度より向ふ十ヶ年間年々七千圓宛、内務、大藏、農商務の三省より特別下附を受ける筈であつた。即ち根室縣に於ては一戸當約二十圓、札幌縣に於ては約二十七圓の豫定であつて、その豫算の内譯は殆んど毎年變つて居るが最初次の如きものであつた。

根室縣

農具購求費	一〇九七・二五〇	
農具運送費	四四六・一〇〇	〔東京より根室迄 根室より現地迄〕
種子購求費	二八二・一五〇	
種子運送費	九一四・二九六	〔東京より根室迄 根室より現地迄〕
給食費	一一二二・〇〇〇	
共同開墾費	一一三八・二〇四	
計	五〇〇〇・〇〇〇	

札幌縣

農具給與費	一六三八・二八〇
種子給與費	三一七・〇一六
食料補給費	一三九八・六〇〇
給與品運搬費	二七九七・二〇〇
給與品荷造費	七七・七〇〇
農業教授者給料	七二〇・〇〇〇
農業教授者旅費	五二・二〇〇
計	七〇〇〇・〇〇〇

兩者とも農具及び種子の配給費が其大部分を占めて居るが、其費用の内でも運搬費が購入費に匹敵して居るのは注目に價する。是はこれだけの農具及び種子を一時に附近に於て調達する事は當時の事情としては甚だ困難と

したが故に、勢ひ是を遠隔の地に求めざるを得ず、又土人部落の所在地は多く山間僻地、人跡稀なる地に散在し、そこに大貨物を運搬する事は容易の業ではなかつた故である。後には次第にこの種の費用は減少を見た様であるが、かゝる事情のために経費の割合に其仕事は非常に困難を伴つたことは知り得やう。而も是等の特別支出は明治十九年北海道廳の設立と共に廢止せられて、根室縣は三年、札幌縣に於ては僅に一年の支給を受けたのみとなつて終つた。北海道廳は廳費を以て其事業を繼續はしたが、單に從來の範圍の保護を繼續するに止まり、三縣時代に樹立された遠大な計畫は全く齟齬に歸するに至つた。唯十勝國及び浦河、様似の二郡に於ては從來其地土人の共有した預金が十勝に於て三萬五千餘圓、浦河様似兩郡に於て八千五百餘圓あつたがために是を利用して指導を繼續し得たがために別途金下附の廢止に依て直接の打撃を被る事はなかつた。唯残念な事には是等の費用の詳細を知る事が出来ないのである。

總 括

以上に於て私は所謂三縣時代に於ける北海道舊土人に對する勸農策に對して説述した。即ちそれは從來の傳統的な考へ、即ち同化政策としての勸農政策の一つの流れであることは事實であるが、單にそのみではなく經濟的な必要、即ち明治維新後に於ける北海道開拓の目覺しい進展を齎した經濟制度の大改革に、直接間接に災されて殆んど壊滅に瀕したアイヌの生活を救濟せんとして行はれたもので、この事業が今迄のそれとは比較にならない位大規模に、かつ眞劍に行はれたのは實に是がためであつた。但しこの企圖たるや彼等を産業人たらしめん

とするに非ず、唯死線に彷徨する彼等を救済せんとするのにあつたので、その動機は純人道的なものより出發したるに過ぎず、ために彼等が漸くその生を保ち得て飢餓の叫びを聞かない様になると、早くもその目的を達し得たるものとして止められるおそれがある。明治十九年廢縣置廳に際して舊土人救恤費たるものが廢止され、従つて又舊土人の保護指導が漸次中央の手を放れて地方の役所に一任され、延いては間もなく廢止せられる間接的原因となつた理由は奈邊にあるか明瞭ではないが恐らくはこうした理由に基いたものではなかつたらうか。尠くとも最後の指導廢止の理由はそこにあつた。蓋し北海道廳の使命は三縣分立に依て一頓挫を來した北海道開拓を促進せめんとするにあり、而も當時のアイヌは從來の如く北海道の經濟の上に重大な意味を持たなかつたからだ。彼等は新しく巢立たんとする北海道の産業界にとつては既に過去のものであり、それに役立てるだけにしようとするには大抵の努力ではなく、それよりも已に出來上つた産業人が招かれるのを待つて居た。道廳が彼等を無視したのは偶然ではない。かくして彼等は漸く自ら作つて喰ひ得る技術を獲得するや否や再び見捨てられて了つたのだ。而も全く見捨てられて、道廳は折角彼等に與へた技術を、彼等の生活の向上のために利用するに至る迄の保護さへもしなかつた。折角開き得た畑も附與の手續を受けることなしに放棄されて了つたらしい。明治廿年の末から三十年の始にかけて屢々問題となり、遂に明治卅四年の保護法の制定を見るに至つた北海道舊土人問題はかゝる不徹底な政策から生れ出たものであつた。

即ち、アイヌは、是等の保護が廢止さるゝや否や多くは農業を見捨てた。否！生存に必要な最少限度に止めて了つた様である。明治三十一年から四年にかけて發表された日高・十勝・釧路・根室・北見の各國に於ける狀況

報文を見ても、日高の沙流河沿岸を除いては殆んど農業を放棄し、農業を専らとするものなく、日高地方のそれも「概して農事に熱心ならず、其地を割て和人に貸すもの多し、殊に東部の「アイヌ」は一旦教授を受けたる農業を棄て再び被雇を以て主要の業となすに至れり」と報告されて居る位である。唯、牧馬のみが彼等の新しい生業として、地方に一、二の成功者を出したに過ぎぬ。これを土人の無智懶惰の罪に歸せしむる事は勿論出来よう。然し、その裏面には當時漸く北海道に浸入發達し來つた資本主義制度の壓迫を考へ得る。彼等は一時の飢餓から救はれる事を得た。けれども次第に進み、複雑化して行く經濟組織の一部に参加して生きて行く方策としてその技術を獲得する迄には至つて居なかつたのだ。明治廿六年第五回帝國議會に於て加藤政之助が「内地の人民が一步北海道に進めば彼等は一步内地に退くと言ふ今日の形勢に立至りました。而して彼等の住つて居ります土地も次第々に内地人民が相當なる現行法律の手續を経て借受け、之を自分の所有と爲し、彼等はどうかであるかと申しますと無智無旨であるから、今日の現行法律の下に立つて相當なる手續を経るならば土地を貸下けることが出来る、開拓することが出来るけれども、其手續を履むことを知りませぬ。故に彼等は自分に住つて居る所の土地即ちエジツタまで地の人々に取られて仕舞つて殆んど住むべき土地もない、流浪の民となると言ふ今日の有様に陥つて居ります。夫が故に如何にして生活して居るかと申しますれば、土地を所有して居る者杯は殆ど皆無と言つて宜しい。唯山海——山に海に、唯獵を求めて、さうして其獲物で生活するか、若くは他人の下に勞役に伏して辛き幽けき生活をして居ると言ふ今日の境遇である。」と言つて居るのは鼓脹や誤解があるにしても、決して是を土人の懶惰にのみ歸すべきでない事を示して居る。是を支へ様として、或地方にはアイヌの組合が生れ、三

縣時代に官のなした事をなし、以てその事業を維持擴張せんとした試は絶えず起つた。保護法定後の勸農策も主としてこの方法で行はれた。然し、是等は多くその結果を見ないで終つた。その原因等に就ては又他日稿を改めて説く機會があらう。

故に三縣時代に行はれたアイヌに對する勸農はそれが餘りに短い期間であつたがためにその規模の割合にその結果を見る事は出来なかつた。唯、農業が如何なるものであるかをアイヌ一般に知らしめ、他日必要にせまられた際には是を用ふる事を得せしめたもので、アイヌが今日農業民とならんとする一つのモメントは作り得たと信ずるが、その力は弱く、アイヌの農業が今日を見るに到つたのはこの政策の遙か後、即ち明治四十年前後に求めねばならぬと思ふ。而も明治卅四年に制定された舊土人保護法は、精神に於てはこの政策の延長ではあるが、唯土地の權利を安固にしたに止り、此の政策の如き直接指導はなかつたがためにその採用は各自の意志に放任してあつたが故に寧ろ彼等をしてそれを採用せざるを得ざらしめた環境の變化即ち政策に非ずして自然に求めねばならないと思ふ。

然し、その政策はそれが直接の目的とした當時の應急策としては充分に間に合つた。而してそれが繼續された範圍に於て當時の問題を一應は解決した。即ち、農業の採用に依て彼等に瀕した飢餓を救ひ、更に勸農を中心として行はれた諸種の施設、即ち官吏の出張、土人扱所の設置等が舊來奸商等が自由營業を許されたるを幸ひアイヌ部落の存在する山間にまで入込み、アイヌを宥めて居たものがなくなつたり、從來放任され亂脈に陥りつゝあつたアイヌの財産が正當に管理される様になつたり、更に彼等の健康、並に衣食住の改良に力を致したりして、

彼等の生活の安定、向上に役立つた點は尠くなかつた。けれども是等も勸農策の廢止と共に又自由にされ、諸種の問題を發生するに至つた。